

中部運輸局自動車交通部

令和6年3月21日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、桑原 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

神戸、木下 TEL 052-351-5313

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名：黒川商事 株式会社（代表者：奥村 公朗）

住所：愛知県西尾市伊藤町宮東8-7

営業所：本社営業所（愛知県西尾市楠村町明神左右12-1）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年3月21日

処分内容：① 車両使用停止処分210日車
（21両を10日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

愛知労働局からの通報を端緒に、愛知運輸支局が当該事業者に対して一般監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

（2）運転者の勤務時間及び乗務時間を国土交通省告示で定める基準の通り設定していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- (3) 事業用自動車を運転者の自宅に持ち帰らせていた。
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (4) 認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (5) 認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (6) 届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
- (7) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。(健康診断未受診)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (8) 整備管理者の変更の届出をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (9) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (10) 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (11) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (12) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (13) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (14) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

- (15) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (16) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (17) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (18) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (19) 特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断・適齢診断）を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (20) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- (21) 運行管理者の講習を受講させていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)
- (22) 運行管理者の補助者について、要件を満たしていない者を選任していた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 21点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 21点